

用品調達に関する事務取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県規則第二十五号

### 用品調達に関する事務取扱規則等の一部を改正する規則

(用品調達に関する事務取扱規則の一部改正)

第一条 用品調達に関する事務取扱規則(昭和三十年広島県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「主務室」を「主務課」に、「各室」を「各課」に改める。

第三条中「会計管理局用度室(以下「用度室」を「会計管理部用度課(以下「用度課」に改める。

第五条中「主務室長」を「主務課長」に、「用度室長」を「用度課長」に改める。

第六条中「用度室長」を「用度課長」に、「主務室長」を「主務課長」に改める。

第七条中「主務室長」を「主務課長」に、「用度室へ」を「用度課へ」に、「用度室長」を「用度課長」に、「当該主務室」を「当該主務課」に改める。

第八条第一項中「用度室長」を「用度課長」に改める。

第九条中「用度室」を「用度課」に改める。

別記様式第一号中「用度課長」を「用度課長」に、「主務課長」を「主務課長」に改める。

別記様式第二号中「用度課長」を「用度課長」に、「主務課長」を「主務課長」に改める。

別記様式第三号中「用度課長」を「用度課長」に、「室所名」を「課所名」に改める。

別記様式第四号中「用度課長」を「用度課長」に、「主務課長」を「主務課長」に改める。

(広島県共用備品管理規則の一部改正)

第二条 広島県共用備品管理規則(昭和三十二年広島県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「各室」を「各課」に改める。

第二条第二項中「一室」を「一課」に、「各室、課及び局」を「各課及び室」に改める。

第三条第一項中「各室」を「各課」に改める。

第四条の見出し中「主管室」を「主管課」に改め、同条中「用度室に」を「用度課に」に、「用度室以外の室」を「用度課以外の課」に改める。

第五条中「用度室」を「用度課」に、「室(以下「管理主管室」を「課(以下「管理主管課」に改める。

第六条中「管理主管室」を「管理主管課」に改める。

第七条第二項中「用度室以外の室」を「用度課以外の課」に、「当該室」を「当該課」に、「他の室」を「他の課」に改める。

第八条第一項中「各室」を「各課」に、「管理主管室」を「管理主管課」に改め、同条

第二項中「管理主管室」を「管理主管課」に改める。

第九条中「管理主管室」を「管理主管課」に改める。

別記様式第二号中「サツシ」を「ツツシ」に改める。

別記様式第三号中「サツシ」を「ツツシ」に、「ツツシ」を「ツツシ」に、「ツツシ」を「ツツシ」に、「ツツシ」を「ツツシ」に改める。

(広島県証紙規則の一部改正)

第三条 広島県証紙規則(昭和三十九年広島県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号備考3中「ツツシ」を「ツツシ」に改める。

(広島県物品管理規則の一部改正)

第四条 広島県物品管理規則(昭和三十九年広島県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「室、課、局等」を「課、室等」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第十号の二中「ツツシ」を「ツツシ」に改める。

(消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則(昭和四十二年広島県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「県民生活部」を「危機管理監」に改め、同条第二項中「県民生活部長、県民生活部危機管理局長、土木部長及び土木部土木整備局長」を「危機管理監、土木局長及び土木局土木整備部長」に改める。

第七条中「県民生活部危機管理局消防・保安室」を「危機管理監消防保安課」に改める。

(広島県職員等表彰審査会規程の一部改正)

第六条 広島県職員等表彰審査会規程(昭和二十五年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「広島県吏員」を「広島県職員」に改める。

第六条中「総務部総務管理局人事室」を「総務局総務管理部人事課」に改める。

(広島県税規則の一部改正)

第七条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第三条第一号中「総務部財務局税務室又は税務システム管理室」を「総務局財務部税務課」に改める。

第五十七条の七中「総務部財務局税務室」を「総務局財務部税務課」に改める。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「ツツシ」を「ツツシ」に改める。

別記様式第五号の十二表)中「ツツシ」を「ツツシ」に改める。

「ツツシ」に改める。

別記様式第五号の十四、別記様式第五号の十五及び別記様式第六号の四中

「広島県庁 (税務システム管理課)」を「広島県庁 (税務課)」に改める。

(広島県職員委員会規則の一部改正)

第八条 広島県職員委員会規則(昭和三十一年広島県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号及び第三号を次のように改める。

二 総務局長

三 総務局総務管理部人事課長

(広島県庁内取締規則の一部改正)

第九条 広島県庁内取締規則(昭和三十二年広島県規則第十六号)の一部を次のように正する。

第三条第一項中「総務部総務管理局総務室」を「総務局総務管理部総務課」に改め、同条第二項中「各室(局を含む。以下「各室」という。)」を「各課」に、「当該各室」を「当該各課」に、「室長」を「課長」に改める。

第六条及び第七条第二項中「総務部総務管理局総務室長」を「総務局総務管理部総務課長」に改める。

第八条中「各室」を「各課」に、「その室」を「その課」に改める。

第九条中「各室」を「各課」に、「室長」を「課長」に、「総務部長」を「総務局長」に改める。

第十一条第一項中「各室」を「各課」に改め、同条第二項中「室長」を「課長」に改め、同条第三項中「室長」を「課長」に、「総務部長」を「総務局長」に改める。

第十二条中「総務部長」を「総務局長」に改める。

(広島県庁用自動車管理規則の一部改正)

第十条 広島県庁用自動車管理規則(昭和三十二年広島県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第六条」を「第五条、第六条」に、「室」を「課」に改める。

第五条中「総務部総務管理局総務室(以下「総務室」を「総務局総務管理部総務課(以下「総務課」に改める。

第八条第二項中「総務室の長」を「総務課の長」に、「総務室長」を「総務課長」に改める。

(職員の研修に関する規則の一部改正)

第十一条 職員の研修に関する規則(昭和三十二年広島県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「本庁各室」を「本庁各課」に改める。

第六条第一項中「総務部総務管理局人事室(以下「人事室」を「総務局総務管理部人事課(以下「人事課」に改める。

第七条第二項ただし書中「幹事室」を「幹事課」に、「室を」を「課を」に改める。  
 第八条第二項中「人事室」を「人事課」に、「幹事室」を「幹事課」に改め、同条第三項中「幹事室」を「幹事課」に、「本庁各室」を「本庁各課」に、「部の」を「部局の」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第七条関係）

部 局 名	幹 事 課 名
会計管理部	会計総務課
総務局	総務管理部総務課
企画振興局	政策企画部分権改革課
危機管理監	環境県民局総務管理部環境県民総務課
環境県民局	
健康福祉局	総務管理部健康福祉総務課
商工労働局	総務管理部商工労働総務課
農林水産局	総務管理部農林水産総務課
土木局	土木局総務管理部土木総務課
都市局	
労働委員会事務局	総務調整課

（広島県公舎管理規則の一部改正）

第十二条 広島県公舎管理規則（昭和三十四年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「総務部財務局財産管理室（以下「財産管理室」を「総務局財務部財産管理課（以下「財産管理課」に改める。

第五条第二項中「財産管理室」を「財産管理課」に改める。

（広島県税務取扱規則の一部改正）

第十三条 広島県税務取扱規則（昭和三十五年広島県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総務部財務局税務室長若しくは税務システム管理室長」を「総務局財務部税務課長」に改める。

第八条第二項中「総務部財務局税務室及び税務システム管理室並びに」を「総務局財務部税務課及び」に改める。

第十一条第十一項、第十八条の七、第二十二條第二項及び第三項並びに第二十三条の四五項及び第六項中「総務部財務局税務室長」を「総務局財務部税務課長」に改める。

第二十六条第三項中「総務部財務局税務室」を「総務局財務部税務課」に改める。

第二十六条の二第四項及び第五項中「総務部財務局税務システム管理室長」を「総務局財務部税務課長」に改める。

第二十九条第九項中「総務部財務局税務室長又は税務システム管理室長」を「総務局財

務部税務課長」に改める。

第三十二条第十一项中「総務部財務局税務室長」を「総務局財務部税務課長」に、「総務部財務局税務室又は税務システム管理室」を「総務局財務部税務課」に改める。

別記様式第四十六号中「税務課長」を「税務課長」に改める。

別記様式第五十九号中「税務課」を「税務課」に改める。

別記様式第四十号及び別記様式第四百一十号中「広島県総務部財務局税務室」を「広島県総務局財務部税務課」に改める。

別記様式第四百十三号(表)中  
「広島県庁(税務システム管理室)」を「広島県庁(税務課)」に改める。

同様式(裏)中  
「送付先 広島県庁(税務システム管理室)」を「送付先 広島県庁(税務課)」に改める。

別記様式第四百十八号から別記様式第五百十号までの様式中「広島県総務部財務局税務課」を「広島県総務局財務部税務課」に改める。

別記様式第五百十五号(注)1及び別記様式第五百十七号(注)1中「総務部財務局税務課」を「総務局財務部税務課」に改める。

別記様式第二百二十三号の二中「税務課長」を「税務課長」に改める。

(広島県報発行規則の一部改正)

第十四条 広島県報発行規則(昭和三十六年広島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「室長」を「課長」に改める。

第三条第三項中「総務部総務管理局文書法制室」を「総務局総務管理部総務課」に、「文書法制室長」を「総務課長」に改め、同条第四項第三号中「文書法制室長」を「総務課長」に改める。

第五条第一項中「主務室又は」を「主務課又は」に、「主務室長等」を「主務課長等」に、「文書法制室長」を「総務課長」に改め、同条第二項中「文書法制室長」を「総務課長」に改める。

第六条中「主務室長等」を「主務課長等」に、「文書法制室長」を「総務課長」に改める。

(広島県債権管理事務取扱規則の一部改正)

第十五条 広島県債権管理事務取扱規則(昭和三十七年広島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「室」を「課」に、「第六条」を「第五条、第六条」に改める。

第四条第一項中「総務部財務局財政室」を「総務局財務部財政課」に改め、同条第二項中「総務部財務局財政室の長（以下「財政室長」を「総務局財務部財政課の長（以下「財政課長」に、「室又は」を「課又は」に改める。

第五条及び第十六条第二項中「室」を「課」に改める。

第二十三条中「財政室長」を「財政課長」に改める。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「罫」を「罫」に改める。

（広島県公有財産管理規則の一部改正）

第十六条 広島県公有財産管理規則（昭和三十九年広島県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「室」を「課」に、「第六条」を「第五条、第六条」に改め、同条第三号中「室」を「課」に改める。

第三条第一項中「室」を「課」に改め、同条第二項中「総務部財務局財産管理室（以下「財産管理室」を「総務局財務部財産管理課（以下「財産管理課」に、「財産管理室に」を「財産管理課に」に改める。

第四条第一項中「財産管理室」を「財産管理課」に改め、同条第二項中「総務部長」を「総務局長」に、「関係室」を「関係課」に改める。

第五条第一項中「財産管理室の長（以下「財産管理室長」を「財産管理課の長（以下「財産管理課長」に改め、同条第二項中「財産管理室長」を「財産管理課長」に改める。

第六条第一項中「所属すべき室」を「所属すべき課」に、「財産管理室」を「財産管理課（以下「営繕課」に、「財産管理室」を「財産管理課」に改め、同条第三項中「室」を「課」に改める。

第七条第一項中「財産管理室」を「財産管理課」に、「以外の室」を「以外の課」に、「当該室」を「当該課」に改める。

第八条第二項中「所属する室」を「所属する課」に、「財産管理室」を「財産管理課」に改める。

第九条第二項中「農林水産部農林整備局森林保全室」を「農林水産局農林整備部森林保全課」に、「都市部都市事業局住宅室」を「都市局住宅課」に、「財産管理室」を「財産管理課」に改める。

第十条中「室の長は、財産管理室」を「課の長は、財産管理課」に改める。

第十三条から第十五条までの規定中「室」を「課」に改める。

第十八条第一項中「室」を「課」に改め、同条第二項中「財産管理室長又は営繕室長」を「財産管理課長又は営繕課長」に改める。

第十九条及び第二十条中「室」を「課」に改める。

第二十一条第一項中「室に」を「課に」に、「室の長」を「課の長」に、「財産管理室

長」を「財産管理課長」に改め、同条第二項及び第三項中「室」を「課」に改める。

第二十三条から第二十五条まで、第二十七条、第三十一条から第三十三条まで、第三十五条から第四十条まで、第四十二条、第四十三条、第四十四条及び第四十八条から第五十二条までの規定中「室」を「課」に改める。

第五十四条第一項中「財産管理室長」を「財産管理課長」に改め、同条第二項中「室」を「課」に改める。

第六十一条中「室」を「課」に改める。

第六十二条第一項中「室又は」を「課又は」に、「当該室」を「当該課」に、「財産管理室長」を「財産管理課長」に改め、同条第二項中「室」を「課」に改める。

第六十三条第一項中「室又は」を「課又は」に、「当該室」を「当該課」に、「財産管理室長」を「財産管理課長」に改める。

第六十四条第一項中「室又は」を「課又は」に、「当該室」を「当該課」に、「財産管理室長」を「財産管理課長」に改める。

第六十五条第一項中「室又は」を「課又は」に、「当該室」を「当該課」に、「財産管理室長」を「財産管理課長」に改める。

第六十七条中「室」を「課」に改める。

別表第一中「所属する室、当該室」を「所属する課、当該課」に改め、同表付図様式第一号から同表付図様式第三号までの様式中「課」を「課」に改める。

別表第三中「室」を「課」に改める。

別記様式第十号から別記様式第十二号までの様式中「課」を「課」に改める。

別記様式第十四号及び別記様式第十四条の二中「課」を「課」に改める。

別記様式第十四号及び別記様式第十四条の二中「課」を「課」に改める。

別記様式第二十六号備考2中「課」を「課」に改める。

別記様式第二十七号から別記様式第三十一号までの様式、別記様式第三十二号の二から別記様式第三十五号までの様式、別記様式第三十六号の二、別記様式第三十六号の四、別記様式第三十七号(2)から(4)までの様式及び別記様式第三十八号中「課」を「課」に改める。

別記様式第三十九号及び別記様式第四十号中「課」を「課」に改める。

(広島県予算規則の一部改正)

第十七条 広島県予算規則(昭和三十九年広島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「各部長」を「各局長」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 局長 広島県局設置条例(昭和二十九年広島県条例第五十四号)に定める局(都市

局を除く。)の長、会計管理者、公営企業の管理者、教育長、人事委員会事務局長、

警察本部長、労働委員会事務局長、監査委員事務局長及び議会事務局長をいう。

第二条第四号中「室」を「課」に、「第六条」を「第五条、第六条」に改め、同条第五号中「室長」を「課長」に、「室の長」を「課の長」に改める。

第四条第一項中「各部長」を「各局長」に、「総務部長」を「総務局長」に、「総務部財務局財政室（以下「財政室」を「総務局財務部財政課（以下「財政課」に、「財政室長」を「財政課長」に改め、同条第二項中「各部長」を「各局長」に、「総務部長」を「総務局長」に改める。

第五条第一項中「財政室長」を「財政課長」に、「総務部長」を「総務局長」に改め、同条第二項中「総務部長」を「総務局長」に改め、同条第三項中「総務部長又は財政室長」を「総務局長又は財政課長」に、「関係部長又は関係室長」を「関係局長又は関係課長」に改める。

第六条中「総務部長」を「総務局長」に、「各部長」を「各局長」に改める。

第八条中「各部長」を「各局長」に改める。

第九条第一項中「各部長」を「各局長」に、「総務部長」を「総務局長」に改め、同条第二項中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第十条第一項中「各部長」を「各局長」に、「他の部長」を「他の局長」に改め、同条第二項及び第三項中「各部長」を「各局長」に改める。

第十三条中「各部長」を「各局長」に改める。

第十四条第一項中「総務部長」を「総務局長」に改め、同条第二項中「各部長」を「各局長」に、「総務部長」を「総務局長」に改め、同条第三項中「総務部長」を「総務局長」に改め、同条第四項中「総務部長」を「総務局長」に、「主務部長」を「主務局長」に改める。

第十六条第一項中「財政室」を「財政課」に改め、同項第五号中「部長以上」を「局長以上」に改め、同条第二項中「財政室のほか、会計管理局」を「財政課のほか、会計管理部」に改める。

第十七条第一項中「各部長」を「各局長」に、「財政室長を経て総務部長」を「財政課長を経て総務局長」に改め、同条第二項中「財政室長」を「財政課長」に、「総務部長」を「総務局長」に改め、同条第三項中「総務部長」を「総務局長」に改め、同条第四項中「総務部長」を「総務局長」に、「各部長」を「各局長」に改める。

第十八条第一項中「各部長」を「各局長」に、「財政室長を経て総務部長」を「財政課長を経て総務局長」に改め、同条第二項中「財政室長」を「財政課長」に、「総務部長」を「総務局長」に改め、同条第三項中「総務部長」を「総務局長」に改め、同条第四項中「総務部長」を「総務局長」に、「各部長」を「各局長」に改める。

第十九条中「各部長」を「各局長」に、「財政室長を経て総務部長」を「財政課長を経て総務局長」に改める。





別記様式第十二号中「出務課」を「出務課」に改める。

別記様式第十三号中「出務課」を「出務課」に改める。

(職員に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則の一部改正)

第十八条 職員に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則(昭和四十二年広島県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「部長(会計管理局)」を「局長(会計管理部)」に、「会計管理局長」を「会計管理部長」に改める。

第六条第一項中「総務部総務管理局」を「総務局総務管理部」に改め、同条第二項中「総務部長及び総務部総務管理局長」を「総務局長及び総務局総務管理部長」に改める。

第七条中「総務部総務管理局人事室」を「総務局総務管理部人事課」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第十九条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年広島県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項及び第二十一条第六項中「総務部総務管理局福利室」を「総務局総務管理部福利課」に改める。

(広島県通信費経理事務取扱規則の一部改正)

第二十条 広島県通信費経理事務取扱規則(昭和四十四年広島県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「本庁各室」を「本庁各課」に改める。

第三条第一項中「総務部総務管理局総務室(以下「総務室」を「総務局総務管理部総務課(以下「総務課」に改め、同条第二項中「本庁各室」を「本庁各課」に、「当該室」を「当該課」に、「室(以下「通信費経理担当室」を「課(以下「通信費経理担当課」に、「総務室の長(以下「総務室長」を「総務課の長(以下「総務課長」に、「認めた室」を「認めた課」に改める。

第四条第一項中「本庁各室」を「本庁各課」に、「通信費経理担当室」を「通信費経理担当課」に、「総務部総務管理局文書法制室」を「総務課」に、「総務室長」を「総務課長」に、「室については、当該室」を「課については、当該課」に改め、同条第二項中「総務室長が通信費経理担当室」を「総務課長が通信費経理担当課」に、「各室」を「各課」に、「総務室長は、これを各通信費経理担当室」を「総務課長は、これを各通信費経理担当課」に、「経理担当室長」を「経理担当課長」に改め、同条第三項中「総務室長」を「総務課長」に、「通信費経理担当室」を「通信費経理担当課」に、「経理担当室長」を「経理担当課長」に改める。

第五条中「総務室長」を「総務課長」に、「本庁各室」を「本庁各課」に、「経理担当室長」を「経理担当課長」に改める。

第六条第一項中「総務室長」を「総務課長」に、「経理担当室長」を「経理担当課長」に改め、同条第二項中「経理担当室長」を「経理担当課長」に、「総務室」を「総務課」

に改める。

第七条第一項中「本庁各室」を「本庁各課」に、「経理担当室長」を「経理担当課長」に、「総務室」を「総務課」に改め、同条第二項中「総務室長」を「総務課長」に改める。

第八条第一項中「総務室」を「総務課」に改める。

第九条中「総務室長」を「総務課長」に改める。

別記様式第一号中「~~課~~課長」を「~~課~~課長」に、「~~課~~課長~~課~~課長~~課~~課長」を「~~課~~課長~~課~~課長~~課~~課長」に改める。

別記様式第二号中「~~課~~課長」を「~~課~~課長」に、「~~課~~課長~~課~~課長~~課~~課長」を「~~課~~課長~~課~~課長~~課~~課長」に改める。

(知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則の一部改正)

第二十一条 知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則(昭和四十九年広島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公営企業部」を「企業局」に、「本庁の次長」を「本庁の事務部長、技術部長、課長」に、「課長及び室長」を「及び課長」に改める。

第二条中「公営企業部」を「企業局」に改める。

(滞納処分に関する規則の一部改正)

第二十二条 滞納処分に関する規則(平成四年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六号、別記様式第七号、別記様式第九号から別記様式第十一号まで、別記様式第十三号、別記様式第二十一号から別記様式第二十五号まで、別記様式第二十八号、別記様式第二十九号、別記様式第三十七号、別記様式第三十八号、別記様式第四十号、別記様式第七十五号から別記様式第七十七号まで及び別記様式第三百三十四号から別記様式第四百一十号までの様式中「~~課~~課長~~課~~課長~~課~~課長」を「~~課~~課長~~課~~課長~~課~~課長」に改める。

(広島県文書等管理規則の一部改正)

第二十三条 広島県文書等管理規則(平成十三年広島県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 課 広島県行政組織規則第五条、第六条及び第十七条の課並びに第七条の室その他これらに類するものとして別に定めるもの並びに地方機関に置かれる課(課が置かれる場合は科又は係等)をいう。

第二条第五号を削る。

第四条第一項中「総務部総務管理局文書法制室」を「総務局総務管理部総務課」に、「文書法制室長」を「総務課長」に改め、同条第三項中「室及び課(以下「室等」という。「)を「課」に、「室等に」を「課に」に改め、同条第四項中「室等」を「課」に改める。

第七条第一項中「各室等」を「各課」に改め、同条第二項中「室及び課」を「課」に、「主務室等」を「主務課」に改める。

第八条第一項中「主務室等」を「主務課」に改め、同条第二項中「文書法制室長に」を「総務課長に」に、「文書法制室長又は」を「総務課長又は」に、「文書法制室長等」を「総務課長等」に、「主務室等」を「主務課」に改め、同条第三項中「文書法制室長等」を「総務課長等」に改め、同条第四項中「主務室等」を「主務課」に、「文書法制室長等」を「総務課長等」に改め、同条第五項中「主務室等」を「主務課」に改める。

第九条中「文書法制室長等」を「総務課長等」に改める。  
別記様式注2中「罫」を「罫」に改める。

(広島県個人情報保護審議会規則の一部改正)

第二十四条 広島県個人情報保護審議会規則(平成十七年広島県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「総務部秘書広報局行政情報室」を「総務局秘書広報部広報広聴課」に改める。  
(知事の職務代理者を定める規則の一部改正)

第二十五条 知事の職務代理者を定める規則(平成十九年広島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「総務部長(広島県部設置条例)を「総務局長(広島県局設置条例)に、「総務部の」を「総務局の」に改める。

第四条第一項中「部長」を「局長」に、「広島県部設置条例」を「広島県局設置条例」に、「部の」を「局の」に改める。

(瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則の一部改正)

第二十六条 瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則(昭和四十九年広島県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「環境部環境対策局環境対策室」を「環境県民局環境部環境保全課」に改める。  
(広島県景観審議会規則の一部改正)

第二十七条 広島県景観審議会規則(平成三年広島県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「環境部環境対策局環境調整室」を「環境県民局環境部環境保全課」に改める。  
(広島県青少年環境整備審議会規則の一部改正)

第二十八条 広島県青少年環境整備審議会規則(平成四年広島県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「県民生活部総務管理局青少年・地域安全室」を「環境県民局総務管理部県民活動課」に改める。

(広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正)

第二十九条 広島県環境影響評価に関する条例施行規則(平成十一年広島県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号及び第四十五条の表第十五条の項中「広島県環境部環境対策局環境調整室」を「広島県環境県民局環境部環境保全課」に改める。

(広島県男女共同参画審議会規則の一部改正)

第三十条 広島県男女共同参画審議会規則(平成十四年広島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「県民生活部総務管理局人権・男女共同参画室」を「環境県民局総務管理部人権男女共同参画課」に改める。

(児童の身元保証に関する条例施行規則の一部改正)

第三十一条 児童の身元保証に関する条例施行規則(昭和三十二年広島県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号(裏面)中「子ども家庭支援室」を「子ども家庭課」に改める。

(広島県病院事業財務規則の一部改正)

第三十二条 広島県病院事業財務規則(昭和三十九年広島県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「企業主管室長」を「企業主管課長」に改める。

第二条第一号を次ように改める。

一 企業主管課 健康福祉局病院事業部県立病院課をいう。

第二条第二号及び第三条第二項中「企業主管室の」を「企業主管課の」に改める。

第三条の二第三項及び第四条中「企業主管室又は」を「企業主管課又は」に改める。

第十一条第二項中「企業主管室の」を「企業主管課の」に、「総務部財務局財政室」を

「総務局財務部財政課」に、「財政室長」を「財政課長」に改める。

第十三条第三項中「企業主管室を」「企業主管課を」に改める。

第十五条第一項及び第二項中「企業主管室及び」を「企業主管課及び」に改める。

第二十二条第二項及び第三十五条中「企業主管室の」を「企業主管課の」に改める。

第三十八条第二項中「財政室長」を「財政課長」に改める。

第四十一条第一項中「財政室」を「財政課」に改め、同条第二項中「財政室長」を「財政課長」に改める。

政課長」に改める。

第四十八条第二項中「本庁各室」を「本庁各課」に改める。

第六十五条中「企業主管室又は」を「企業主管課又は」に改める。

第七十一条中「財政室長」を「財政課長」に改める。

第七十二条の二中「総務部長」を「総務局長」に、「財政室長」を「財政課長」に改め

る。

第七十二条の三中「財政室長」を「財政課長」に、「総務部長」を「総務局長」に改める。

第七十三条第一項中「財政室長」を「財政課長」に、「総務部長」を「総務局長」に改

め、同条第二項中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第七十三条の二第三項中「他の室」を「他の課」に改める。

第七十三条の三第一項及び第三項中「財政室長」を「財政課長」に改める。

第七十三条の四第一項中「財政室長」を「財政課長」に、「総務部長」を「総務局長」に改め、同条第二項中「総務部長」を「総務局長」に改め、同条第四項中「財政室長」を「財政課長」に改める。

第七十五条中「財政室長」を「財政課長」に改める。

第八十五条第一項中「企業主管室の」を「企業主管課の」に改める。

第八十九条第二項及び第八十九条の二第四項中「財政室長」を「財政課長」に改める。

別表第二中「企業主管室」を「企業主管課」に、「福祉保健部病院事業局県立病院室」を「健康福祉局病院事業部県立病院課」に改める。

別記様式第一号の二中「財 政 課」を「福 祉 課」に改める。

別記様式第十九号の注<sup>1)</sup>2)中「企業主管室以外の各室」を「企業主管課以外の各課」に改める。

別記様式第二十一号及び別記様式第二十六号中「財 政」を「課 長」に改める。

別記様式第二十七号中「財 政 課 長」を「企業主管課」に改める。

別記様式第三十号中「企業主管室長」を「企業主管課長」に改める。

別記様式第三十号の二中「企 業 主 管 室 長」を「企 業 主 管 課 長」に改める。

別記様式第三十一号中  

財 政	課 長
財 政	課

を  

福 祉	課 長
福 祉	課

に改める。

(通訳案内士法施行細則の一部改正)

第三十三条 通訳案内士法施行細則(昭和二十四年広島県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「広島県商工労働部産業振興局観光振興室」を「広島県商工労働局産業振興部観光課」に改める。

(中小企業労働相談実施規則の一部改正)

第三十四条 中小企業労働相談実施規則(昭和三十一年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「商工労働部総務管理局労働福祉室」を「商工労働局総務管理部労働福祉課」に改める。

(貸金業法施行細則の一部改正)

第三十五条 貸金業法施行細則(昭和五十八年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「広島県商工労働部総務管理局商工金融室」を「広島県商工労働局産業振興部金融課」に改める。

(広島県家畜改良増殖法施行細則の一部改正)

第三十六条 広島県家畜改良増殖法施行細則(昭和二十五年広島県規則第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「農林水産部長」を「農林水産局長」に改める。

(広島県肉用種雄牛産肉能力直接検定規則の一部改正)

第三十七条 広島県肉用種雄牛産肉能力直接検定規則(昭和四十三年広島県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「広島県立総合技術研究所畜産技術センター広島牛改良センター(以下「広島牛センター」を「広島県立総合技術研究所畜産技術センター(以下「畜産技術センター」に改める。

第六条から第八条までの規定、第十条第二項及び第十二条第二項中「広島牛センター」を「畜産技術センター」に改める。

(遊漁船業者の登録等に関する規則の一部改正)

第三十八条 遊漁船業者の登録等に関する規則(平成十五年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表遊漁船業者登録簿県庁閲覧所の項中「広島県農林水産部農水産振興局漁業調整室」を「広島県農林水産局農水産振興部水産課」に改め、同条第二項中「農林水産部農水産振興局漁業調整室」を「農林水産局農水産振興部水産課」に改める。

(建設業法施行細則の一部改正)

第三十九条 建設業法施行細則(昭和二十四年広島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「広島県土木部総務管理局建設産業室」を「広島県土木局総務管理部建設産業課」に改め、同条第二項中「土木部総務管理局建設産業室長」を「土木局総務管理部建設産業課長」に改める。

(河川法等の施行に関する規則の一部改正)

第四十条 河川法等の施行に関する規則(昭和四十年広島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「土木部土木整備局道路河川管理室」を「土木局土木整備部土木整備管理課」に改める。

(浄化槽工事業の登録等に関する規則の一部改正)

第四十一条 浄化槽工事業の登録等に関する規則(昭和六十年広島県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「広島県土木部総務管理局建設産業室」を「広島県土木局総務管理部建設産業課」に改め、同条第二項中「土木部総務管理局建設産業室長」を「土木局総務管理部建設産業課長」に改める。

(広島県漁業補償調停委員会設置条例施行規則の一部改正)

第四十二条 広島県漁業補償調停委員会設置条例施行規則（平成二年広島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「土木部」を「土木局」に改める。

（解体工事業に係る登録等に関する規則の一部改正）

第四十三条 解体工事業に係る登録等に関する規則（平成十三年広島県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「広島県土木部総務管理局建設産業室」を「広島県土木局総務管理部建設産業課」に改め、同条第二項中「土木部総務管理局建設産業室長」を「土木局総務管理部建設産業課長」に改める。

別記様式第四号中「~~機 器 機 械 機 器~~」を「~~機 器 機 械 課~~」に改める。

（広島県屋外広告物審議会規則の一部改正）

第四十四条 広島県屋外広告物審議会規則（昭和二十四年広島県規則第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「都市部都市事業局都市総務室」を「都市局都市事業管理課」に改める。

（広島県営住宅管理審議会規則の一部改正）

第四十五条 広島県営住宅管理審議会規則（昭和二十七年広島県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「都市部都市事業局住宅室」を「都市局住宅課」に改める。

（宅地建物取引業法施行細則の一部改正）

第四十六条 宅地建物取引業法施行細則（昭和三十三年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表中「広島県都市部都市事業局建築指導室」を「広島県都市局建築課」に改める。

別記様式第八号注3中「~~只 郵 通 送 付 器 器 機 械 機 器 機 械 機 械~~」を「~~只 郵 通 送 付 器 機 械 機 械~~」に改める。

（広島県屋外広告物に関する規則の一部改正）

第四十七条 広島県屋外広告物に関する規則（昭和三十九年広島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「広島県都市部都市事業局都市総務室」を「広島県都市局都市事業管理課」に改める。

（積立式宅地建物販売業法施行細則の一部改正）

第四十八条 積立式宅地建物販売業法施行細則（平成十二年広島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「広島県都市部都市事業局建築指導室」を「広島県都市局建築課」に改める。



## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。